

令和3年9月定例会

文教厚生委員会記録

- 開催日時 令和3年9月17日（金曜日） 午前10時から
- 場 所 全員協議会室
- 付託案件 議案第35号  
有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を  
改正する条例  
請願第1号  
県及び県立医科大学に対し地域医療（産婦人科）の充実を  
求める意見書の提出を求める請願書
- 出席者  
出席委員 池田敦城委員長・中西登志明副委員長  
西口正助委員・宇野博治委員・児嶋清秋委員  
成川 満委員・上野山善久委員  
中谷桂三議長
- 当 局  
市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・児嶋利樹市民課長  
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長  
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長  
若松伸行高齢介護課長  
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事  
嶋田実明生涯学習課長・田中康元総務係長  
水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長  
総合行政委員会事務局 大谷せつ子局長  
市立病院 神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長
- 経営管理部 嶋田博之経営管理部長・大松満至経営管理部理事  
山本芳規経営企画課長
- 議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○池田委員長： 開会挨拶

○伊藤参事： 議案第 35 号  
有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を  
改正する条例の説明

○池田委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○成川委員： 来年 4 月から初島中学校を廃止して、箕島中学校と統合するための手続きの条例ですが、名称は当然こういうことになりますが、統合するにあたっては、通学路の安全対策や、様々な事務手続きがこれ以外にも起こってくると思います。空白を生じさせず、スムーズに移行するように、よろしく願いしたいと思います。

○池田委員長： 答弁は。

○伊藤参事： 委員仰せのとおり、初島地区から箕島中学校へ通う子どもたちは、まず、通学面が心配されますので、通学路にグリーンベルトを設置するなどの対策もしております。様々な事務も現在進めておりまして、生徒間の交流も行ってございます。初島中学校から、箕島中学校へ授業を数回受けに行ったりして、交流をするとともに、生徒たちの心配なども解消するように努めております。

約半年後に統合しますので、準備を進めていきたいと思っております。

○成川委員： 統合して、そちらに行く生徒も、受ける生徒も、そのメンタル面には十分配慮してください。また、保護者の方も様々な心配があると思うので、その辺りの不安も取り除いて、万全の態勢でスタートできるようによろしくお願い致します。

○池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○請願第1号 県及び県立医科大学に対し地域医療(産婦人科)の充実を  
求める意見書の提出を求める請願書について

○池田委員長： 先ず、事務局に説明させます。

○大谷書記： ご審議いただく前に、報告いたします。

この請願は、和歌山県と和歌山県立医科大学に対して意見書の提出を求める  
ものでありますが、地方自治法第99条に規定されております、意見書の提出先  
は「国会または 関係行政庁」となっておりまして、和歌山県立医科大学は意  
見書の提出先には該当しないことが分かりました。

事務局の勉強不足で 誠に申し訳ございません。

なお、意見書と同じ内容で要望書として提出することは可能でありますの  
で、意見書としてではなく、要望書の提出として、ご審議いただけますよう、  
よろしくお願いいたします。

以上で 報告を終わります。

○池田委員長： 報告は終わりました。

それでは、本請願についてご意見等はございませんか。

○成川委員： 確認ですが、意見書は和歌山県知事へ提出。要望書として県立医  
科大学へ提出。こういう趣旨ですね。

○大谷書記： はい、そのとおりでございます。

○池田委員長： ほかにありませんか。

○成川委員： この請願第1号の標題で、意見書の提出を求めることになってい  
るので、「意見書及び要望書の提出を求める請願書」に直さないといけないの  
ではないですか。

○池田委員長： 局長どうですか。私も同じようなことを申し上げましたが。

○田中事務局長： この標題で受理していますので、提出されたものをこちらで  
修正するというのはできないかなど。これを受理して、議会としては、県へは  
意見書、県立医科大学へは要望書として対応を取らせていただくということ  
ではないかと考えております。

○成川委員： 分かりました。

○西口委員： 請願書を採択するかしないか決めるのに、請願の中身と、意見書  
との辻褄が合わないのではないか。一度取り下げてもらって、標題を変えて、  
今日付で提出しなおしてもらった方がスムーズに進むよ。市立病院は今指定管  
理について協議中なので、この意見書の要望通り進みにくい部分も確かにある。  
この件に関して、その協議に入れてもらうためにも、議会としてもこういう行  
動は必要だと思います。

○田中事務局長： 取り下げは、提出者がそのように決めて行うものになります。

○西口委員： 提出者がそのような主張をするのであれば、受領した側の過失で

はないのか。

○田中事務局長： そのことにつきましては、事務局の確認不足であります。

○西口委員： 責任を追及しているものではありません。

○池田委員長： この件について、事務局には委員会を開催するまでに、きちんとした手順で進めておかないと、今、成川委員や西口委員が言われたような発言が出るということは申し上げたのですが、ただ事務局として、私にはこのままで進めますと言い切ったのであれば、最後まで責任を持った発言をしていただきたい。この委員会で、別の委員に言われて、「はい、します。」というのであれば、これはおかしい。私は、やはり正しい方法で進めていくのが、議会としての本質であり、間違いであると思うのであれば、相手にきちんと説明をした上で、訂正していただく。その過程で「めんどくさい」とかという感情があるのであれば、これはもってのほかよ。手続きですから。だから今の、西口委員の発言、成川委員の発言に対して、こうしましょうと言うのであれば、私が指摘したときに「わかりました」と言って正しくしておくべきであったと思います。

○田中事務局長： 事務局としまして当初考えていたのは、請願はこのままで受理して、仮に採択となった場合、県には意見書、医大には要望書という形で分けて対応できると考えておりました。この対応としては、これをこのまま受けしてしまうということは、医大に対して意見書を出すということではないので、すっきりしない部分があるというのも事実でございます。今、考えられる対応方法としましては、西口委員がおっしゃるようにいったん取り下げていただいて、「県に対する意見書及び医大に対して要望書を求める請願」にタイトルを変えていただく、というのがひとつです。もうひとつ、請願書に対して、趣旨採択や一部採択というようなやり方もあります。中身についてはわかりましたという、そういう採択の仕方もありますが、そのあたりどちらにするのかというのをできればこの委員会で決めていただければそちらにさせていただきたいと思います。

○池田委員長： 委員会の途中ですが、適正な対応をするのが良いと思います。これできたのでこれでいきます、というのではなしに、きちんとした手続き方法でもう一度やり直す。今からです。もし、判子があるのであれば、上田防災課長に言って、走ってもらってきて、昼から再度委員会を開くので、今から休憩にするのでやり直してください。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時54分

○池田委員長： 委員会を再開します。  
議事の途中ですが、午後２時まで休憩します。

休 憩 午前10時54分  
再 開 午後 1 時55分

○池田委員長： 休憩前に引続き会議を開きます。  
請願第1号について、議事を継続いたします。  
経過について、事務局に報告させます。

○田中事務局長： 事務局の不手際により、このような事態を招きましたこと  
をお詫び申し上げます。

午前中に、請願の内容と意見書が食い違うということで、請願の内容について、皆様のお手元にございますように、訂正の申出をしていただいて、意見書（案）と一致させることになりました。訂正前の請願書にあります「県及び県立医科大学に対し」を「和歌山県に対し」に訂正する申出を今日付でいただいております。

本来でありますと、この請願書は、議会初日に上程されておりますので、議場での議決によって、訂正を許可する必要がありますが、それにつきましては、議会最終日の議事日程の1において訂正することを前提に、この請願書の取扱いについて、この場でご審議していただければと思います。

○池田委員長： 報告は終わりました。  
本請願について、何かご意見はございませんか。

○成川委員： 和歌山県に対しての意見書は分かりましたが、県立医科大学にはどうするのですか。

○池田委員長： それについては、後ほど説明します。  
ほかにありませんか。

○委 員： なし。

採 決 （ 採 択 ）

○池田委員長： 次に、本請願は、意見書の提出を求めるものでありますので、  
意見書（案）を配付いたします。

（事務局：意見書案の配付及び、朗読）

○池田委員長： 意見書（案）の内容について、ご意見はありますか。

○委員：なし。

○池田委員長：ないようですので、

次に、意見書の提出先については、和歌山県知事宛としたいと思いますが、当初の請願書は、県立医科大学に対しても地域医療の充実を求める意見書の提出を求めるものでありました。

しかし、地方自治法 第99条の規程による意見書の提出先として、県立医科大学は該当しないため、県立医科大学宛の意見書の提出を求める部分については、本日付で削除し、請願訂正の届出を受けましたので、今回の意見書（案）と同様の要望書を提出されますよう議長に申し入れます。

ほかに、ご意見はありませんか。

○委員：なし。

採 決 （ 可 決 ）

閉 会 午後2時9分